

議事 1 国立公園事業の変更について

口頭説明案件

本日の諮問案件 3 件

1. 支笏洞爺国立公園壮瞥温泉宿舎【変更】
2. 富士箱根伊豆国立公園六郎兵衛宿舎【変更】
3. 瀬戸内海国立公園東予園地【変更】

1. 支笏洞爺国立公園壮瞥温泉宿舎【変更】

支笏洞爺国立公園 壮瞥温泉宿舎

変更

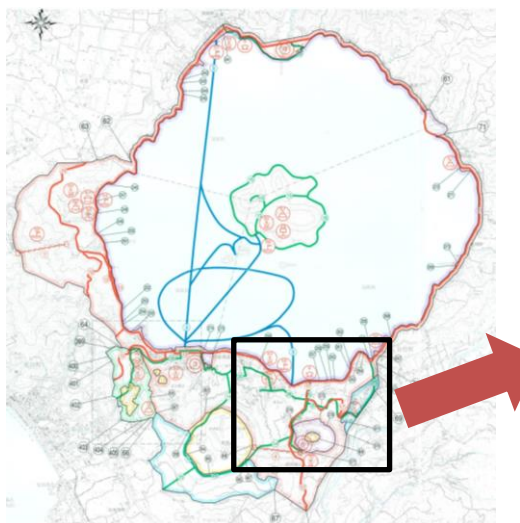
区域面積：6.5ha→10.6ha

最大宿泊者数：165人/日→700人/日

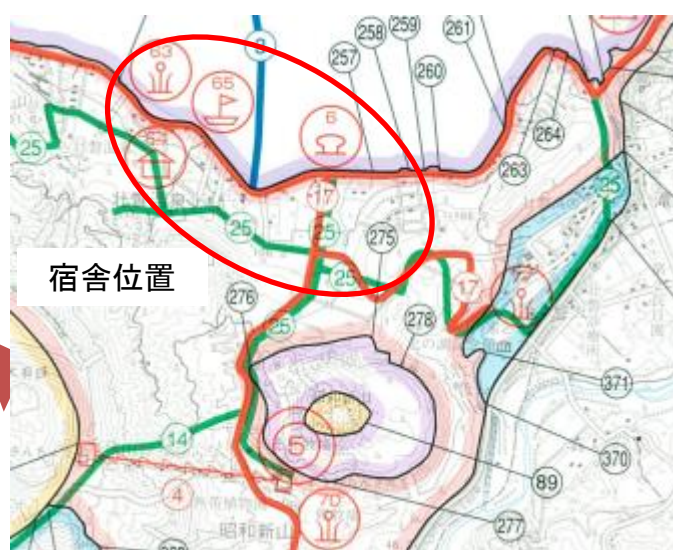
執行者（予定者）：民間

第2種特別地域（私有地）

●位置図



●計画図



現在の壮瞥温泉宿舎事業地の状況

- 洞爺湖の南に位置している。田園地帯の中の小規模な施設が静かな雰囲気を保っていることから、洞爺湖の優れた景観が維持されている。
- 温泉を利用した宿泊、保養等利用のほか、周辺の火山景観資源を活用した自然体験や洞爺湖の水辺利用の拠点となっている。

変更後（追加区域）

変更前（現行区域）

●事業規模

区域面積：6.5ha→10.6ha

最大宿泊者数：165人/日→700人/日

追加予定区域

今回拡大を行おうとする区域の状況
（放牧後の放棄地）

計画内容

- 従来、周辺の宿泊施設は、小規模な温泉旅館（行為許可案件含む）が営業。
- 近年、周辺地域で増加するインバウンド等による周遊型観光への環境整備が進むとともに、利用拠点の面的魅力向上に向けた取組へのニーズが高まっていることから、令和5年度に、国立公園の保護と利用の好循環に貢献するリゾートホテルが開業。
- 今回は、その流れを引き続き推進するために、民間事業者による幅広い利用者層向け宿泊施設の開業、広大な敷地を活用したアクティビティ提供を想定し、事業決定規模を拡大するもの。

自然環境への影響

- 今回の対象地は、放牧後の放棄地を活用するものである。
 - 計画されている新築施設は、既存の事業執行施設を建築面積で下回り、高さも同程度の、管理計画に適合した高さ（20m以下を予定）に抑えられる予定。
 - 加えて、主要展望地である公園事業道路からは約150m離れている中で、より見え方に配慮し、施設の湖側に植栽がなされる計画でもある。
- 洞爺湖温泉の密集した30mを超える建築物群との比較しても、現状の小規模な施設が田園地帯の中に散在した静かな雰囲気は保たれることから、新たに周囲の自然環境や景観に与える影響は大きくはない。



公園事業道路から見た新規執行予定地（間に植栽予定）

2. 富士箱根伊豆国立公園六郎兵衛宿舎 【変更】

富士箱根伊豆国立公園 ろくろうべえ 六郎兵衛宿舎

変更

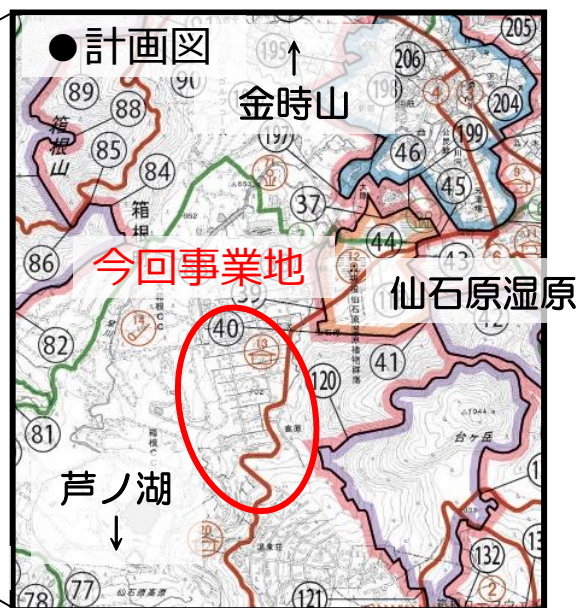
区域面積：7.5ha→7.7ha

最大宿泊者数：600人→650人

執行者：民間事業者

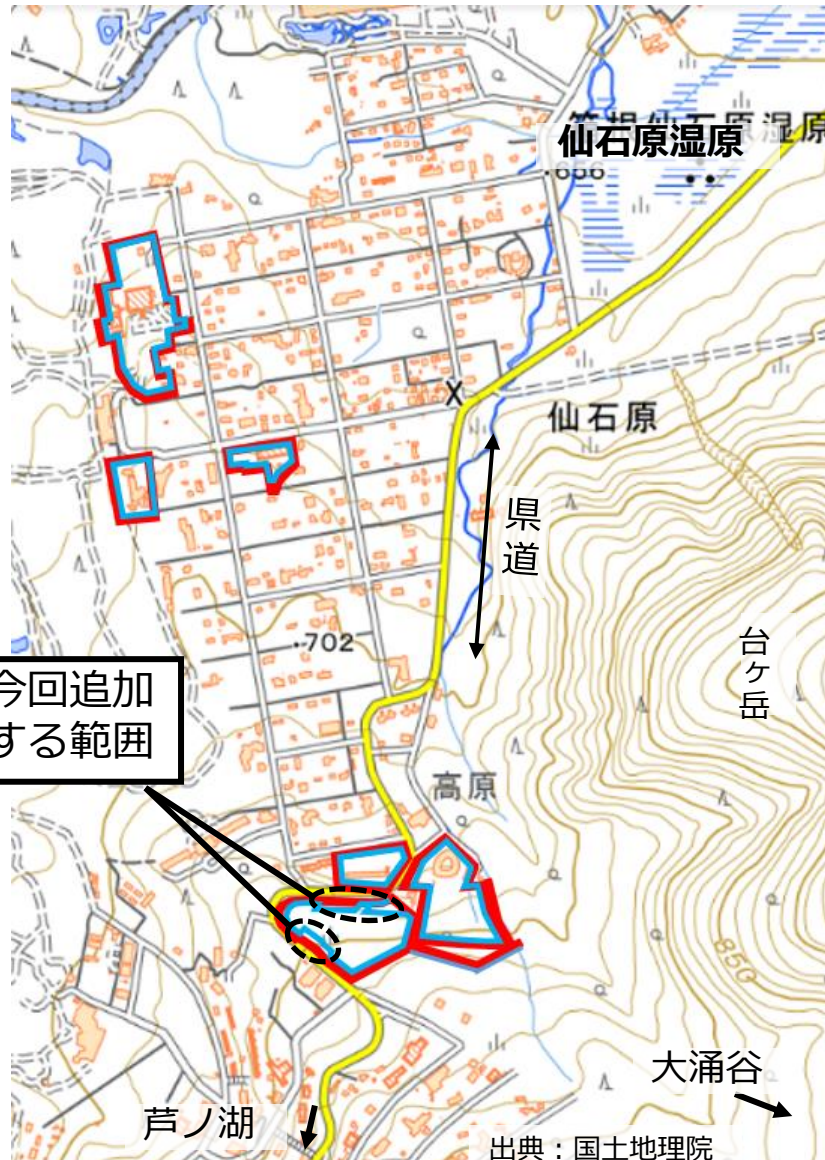
第2種特別地域（私有地）

●位置図



- 本事業地は、箱根火山の中央火口丘の裾野に位置し、周辺には火口原に形成された神奈川県唯一の湿原である仙石原湿原の低層湿原植物群落と、火入れ等により維持されているススキ草原が見られる。
- ススキ草原等での自然探勝や仙石原温泉での湯治等の利用が盛んである。
- 当該地は、仙石原湿原や大涌谷等の主要利用拠点に近く、宿泊ニーズが高い。

■ 変更後
■ 変更前（現行区域）



事業規模

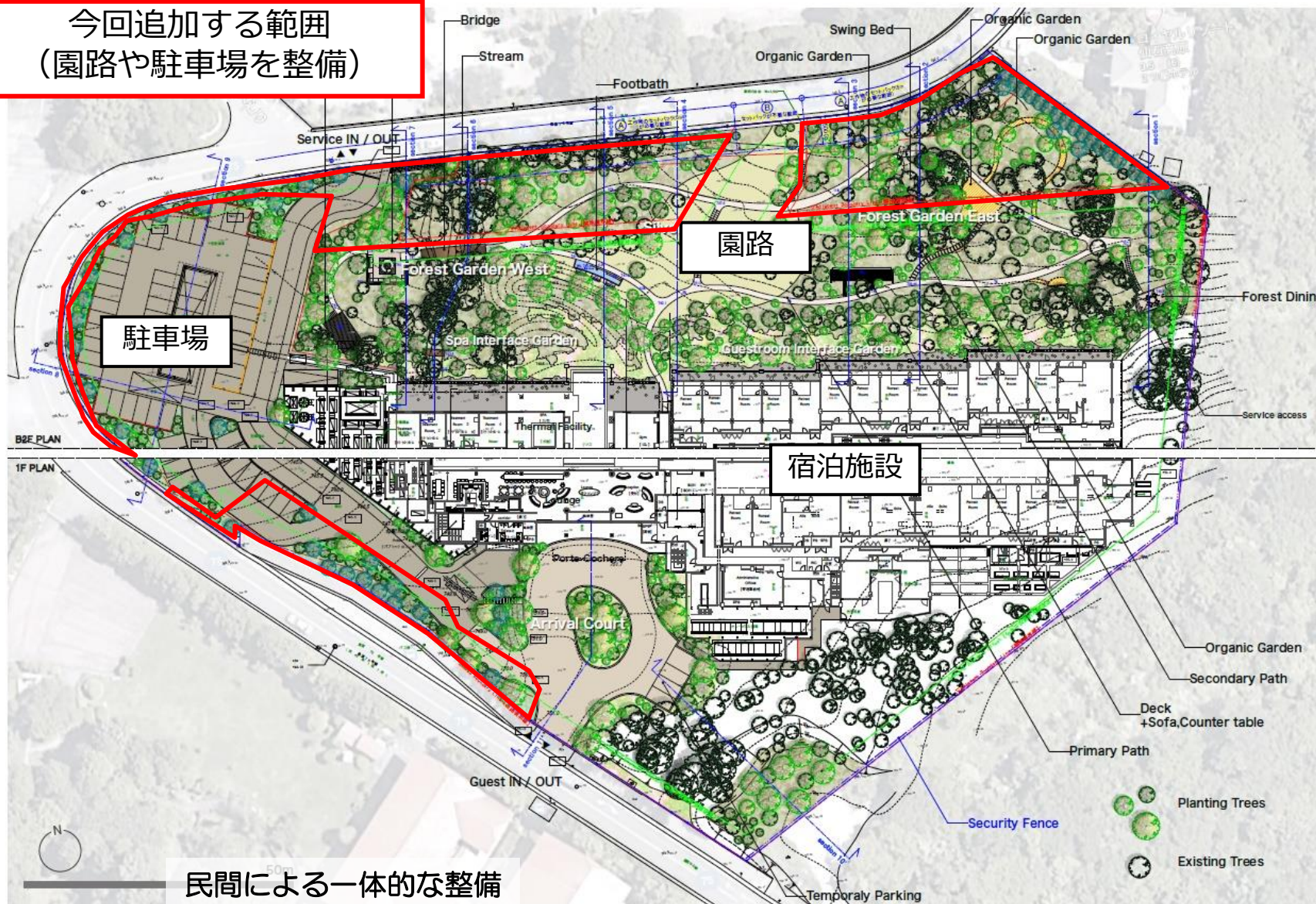
区域面積： 7.5ha → 7.7ha

最大宿泊者数：600人→650人

計画内容

- 事業地が位置する箱根町における令和2～3年の入り込み観光客数は、概ね1千2～3百万人／年程度に留まっていたが、R4年は1千7百万人にまで回復し、徐々に観光客数が戻っている。
- 認可済の宿泊施設新築に伴い、駐車場や周辺の樹林地内への園路整備を充実させサービスの質の向上を図るため、事業範囲を拡張するもの。
- 併せて、利用者の増加やファミリー層への需要に対応するため、客室数は変更しないが、最大宿泊者数を拡大する。

今回追加する範囲
(園路や駐車場を整備)



自然環境への影響

- 既存の平坦地を中心に施設を配置することで、支障木の伐採は必要最小限とされる予定。
- 道路沿いは、既存樹木を極力保存し、部分的に追加植樹を行うことで、周囲から施設が望見されにくいように配慮される予定。
- 整備後、宿泊施設と周辺の樹林地とを一体的に管理することで、風致の維持が図られることも期待できる。



3. 瀬戸内海国立公園東予園地【変更】

瀬戸内海国立公園 とうよ 東予園地

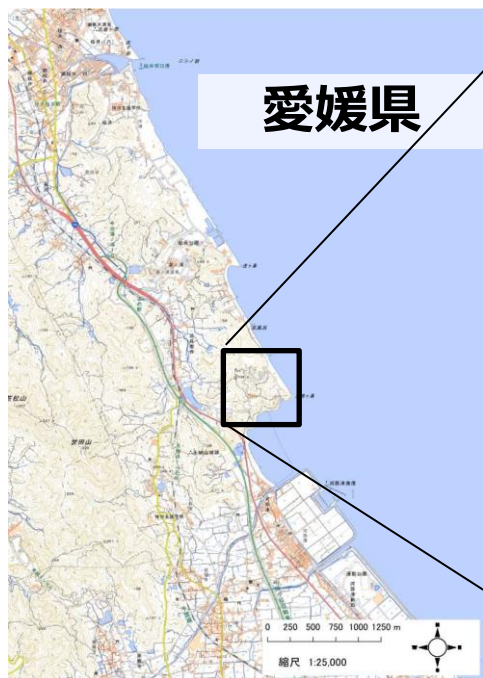
変更

区域面積：37.18ha→39.50ha

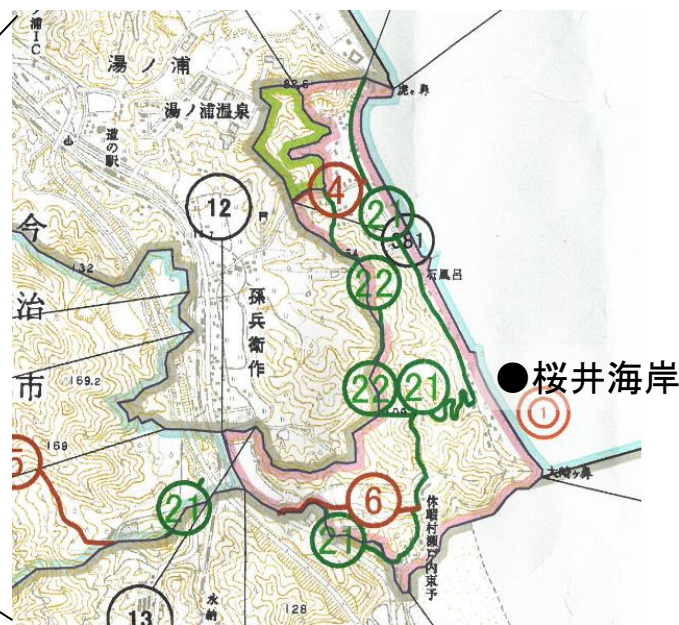
執行者：環境省、休暇村協会

第2種特別地域（環境省所管地、今治市・西条市有地（環境省借地）、休暇村協会）

●位置図



●公園計画図



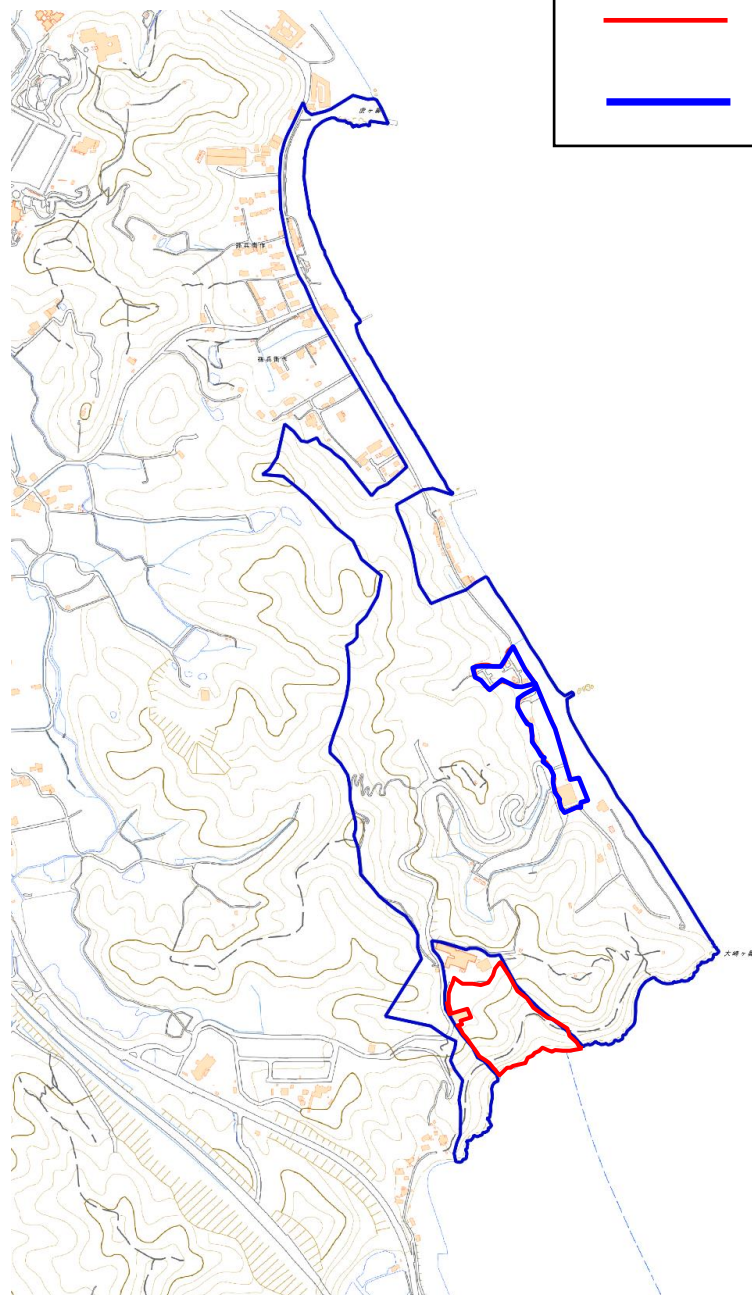
桜井海岸



東予園地

○当該園地は、東予集団施設地区内にあり、海釣り、自然散策、バードウォッチング、海水浴等の利用がある。

○周辺には、東予宿舎事業があり、温泉があることから、通年で利用されている。



— 変更後（追加区域）
— 変更前（現行区域）

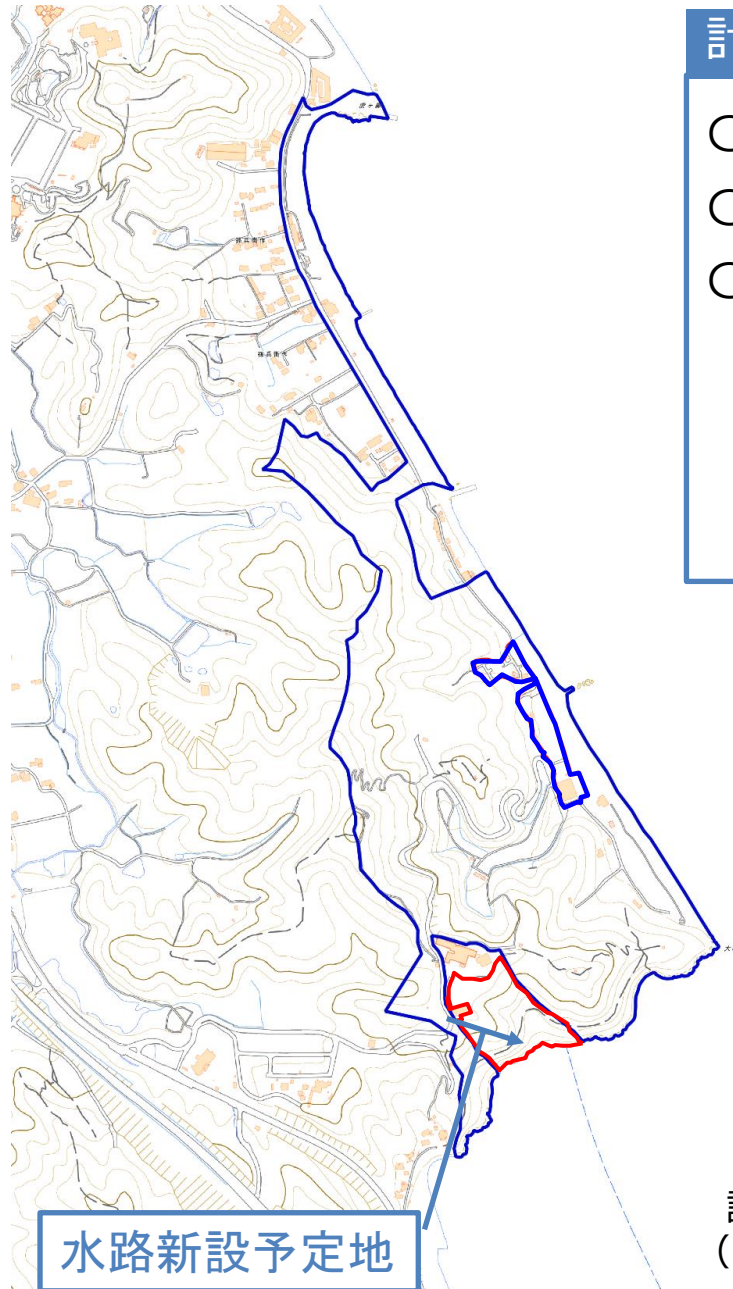


法面の浸食状況

○雨水が法面の谷部を流れ、谷部を浸食。
○今後、浸食が広がると、法面やその上部にある道路等の崩壊を招きかねず、ひいては東予集団施設地区への通路が断たれ、東予集団施設地区が一切利用できなくなることにもつながるため、対策区域一体を事業決定区域に組み込むもの。

計画内容及び自然環境への影響

- 法面への水路工の新設等による、浸食対策の実施。
- 執行予定者は環境省（法面上部の道路管理者）。
- 施工予定地は周辺にある主要展望地からの主たる展望方向になっておらず、工作物も地面に埋め込むものであること、水路新設予定地に希少な生物は見当たらないことから、風致及び自然環境への影響は小さい。



水路新設予定地

設置する工作物のイメージ
(34m×幅30cm程度を想定)

斜面上部（園路）からの見え方